

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社エンプラス		コード	6961
提出日	2026/6/5	異動（予定）日	2026/6/26	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	赤塚 孝江	社外取締役	○													○		有
2	井植 敏雅	社外取締役	○										△					有
3	久田 眞佐男	社外取締役	○										△					有
4	天羽 稔	社外取締役	○										△					有
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。	公認会計士および税理士として、特に国際取引に係る税務・会計に関する高い専門性を有するとともに、税務・会計以外の分野においても、コーポレートファイナンスやクロスボーダーM&A、グローバル事業戦略の業務に深く携わってきたことから、企業経営に関する幅広い知見と経験を有しておられます。引き続き当該知見を活かして特に企業経営について専門的な観点から有益なご意見やご指摘をいただくことが出来ると判断し、独立役員に指定いたしました。 なお、同氏は証券取引所が定める独立役員の要件を充たしており、一般株主と利益相反を生じる恐れはないと判断しております。
2	井植敏雅氏は2017年7月から2018年6月までエグゼクティブアドバイザーとして顧問契約を締結しておりましたが、その取引金額は当社コーポレート・ガバナンス ポリシーに定める基準額（年間1,000万円）の範囲内であり、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。	国内上場会社において代表取締役をはじめとする要職を歴任され、経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、引き続き当該知見を活かして特に企業経営について専門的な観点から監査等委員である社外取締役の職務執行に対する監督、助言をいただくことが出来ると判断し、独立役員に指定いたしました。 なお、同氏は証券取引所が定める独立役員の要件を充たしており、一般株主と利益相反を生じる恐れはないと判断しております。
3	久田眞佐男氏が名誉相談役を務める株式会社日立ハイテクとの間で原材料関連の取引がありますが、その取引金額は当社コーポレート・ガバナンス ポリシーに定める双方の連結売上高の2％未満の範囲内であるため、独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。	国内上場会社において代表執行役をはじめとする要職を歴任され、企業経営に係る豊かな経験とESG・サステナビリティなどの高い見識、ならびに豊富な国際経験を有しておられます。引き続き当該知見を活かして特にESG・サステナビリティについて専門的な観点からの取締役の職務執行に対する監督、助言をいただくことが出来ると判断し、独立役員に指定いたしました。 なお、同氏は証券取引所が定める独立役員の要件を充たしており、一般株主と利益相反を生じる恐れはないと判断しております。
4	天羽稔氏は2018年9月から2021年5月まで顧問契約を締結しておりましたが、その取引金額は当社コーポレート・ガバナンス ポリシーに定める基準額（年間1,000万円）の範囲内であり、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。	米国上場会社の日本法人で代表取締役社長をはじめとする要職を歴任され、企業経営に係る豊かな経験と高い見識ならびに豊富な国際経験を有しておられます。引き続き当該知見を活かして特に企業経営について専門的な観点から有益なご意見やご指摘をいただくことが出来ると判断し、独立役員に指定いたしました。 なお、同氏は証券取引所が定める独立役員の要件を充たしており、一般株主と利益相反を生じる恐れはないと判断しております。
5		

4. 補足説明

当社のコーポレート・ガバナンス・ポリシーにつきましては、以下URLよりご参照ください。
<https://www.enplas.co.jp/governance/>

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。